

マージン率などの情報について

労働者や派遣先となる事業主がより適切な派遣会社を選択できるよう、派遣会社（当社）のマージン率や教育訓練に関する取り組み状況などの情報提供が義務化されています。

（労働者派遣法第23条第5項、同法施行規則第18条の2）

マージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} (\%) = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

※上記のマージン率には、次の費用などが含まれています

- ・社会保険料等
(健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料等の事業主負担分)
- ・会社運営経費
(営業、管理、採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費及び事務所費・通信等、健康診断費用、教育費、派遣労働者が取得する有給休暇、慶弔休暇に充当した費用、その他諸経費)

【令和6年度実績】

令和7年6月1日付け 派遣労働者数 1人

令和7年度 派遣先事業所数（実数） 1事業所

労働者派遣に関する料金の額の平均額 31,659円(8時間)

派遣労働者の賃金の額の平均額 20,578円(8時間)

マージン率平均 35.0%

派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容・種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
プログラミング研修	雇入時・派遣中	OFF-JT	無償	有給
リーダー研修	派遣中	OJT	無償	有給
マネージャー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口： 03-6803-4313

その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生：社会保険・雇用保険加入あり）

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和8年3月31日）
・協定労働者の範囲（プログラマー業務に従事する従業員）